

第●条（利用者、家族によるセクシュアルハラスメントの禁止）

- 1 利用者、家族は、施設職員や他の利用者などの事業者の関係者に対し、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - ①性的な事実関係を尋ねること
 - ②性的な内容の情報を意図的に流布すること
 - ③性的な関係を強要すること
 - ④必要なく身体に触ること
 - ⑤わいせつな図画を配布すること
 - ⑥その他、性的な内容の発言及び性的な行動に該当すること
- 2 事業者は、利用者が前項の行為を行ったときは、行為の具体的態様や利用者の状態などに応じて、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 事業者は、利用者の家族が第1項の行為を行ったときは、同人の施設への立ち入り、利用者への面会を禁止、制限するなどの措置を講じることができる。